

平成 24 年度 組織・機構見直しについて

平成 23 年 2 月に策定した、「組織・機構見直し方針」(平成 23 年 4 月及び 24 年 4 月実施分)に基づき、平成 24 年 4 月実施分として、次のとおり、政策・施策の推進に伴う組織・機構見直しを行います。

第 1 平成 23 年 2 月策定の「組織・機構見直し方針」について

1 要旨

政策・施策の推進のための見直し並びに組織運営面での見直しを行うものとし、平成 23、24 年度の 2 カ年で実施するものとする。

2 内容〔平成24年4月実施分〕

政策・施策の推進のための見直し

地域経営、子ども施策、人権施策、地域資源活用等に係る見直し

平成 23 年 4 月実施済み分

政策・施策の推進のための見直し(一部)

文化生涯学習室・市民スポーツ室、子ども発達支援室の設置

組織運営面での見直し

多様化する業務に対応した副室長の配置等

第2 平成24年度の見直し内容

〔事務分掌条例（部に係るもの）の変更分〕

1 地域経営の推進関係

(1) 地域部の設置

地域ビジョンの施策反映の仕組みや地域予算制度の構築に伴い、地域づくり組織等との協働を推進するための組織体制として、新たに「地域部」を設置します。

(地域部の事務分掌)

地域づくりの推進に関すること。 市民公益活動に関すること。

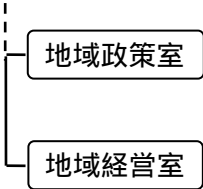
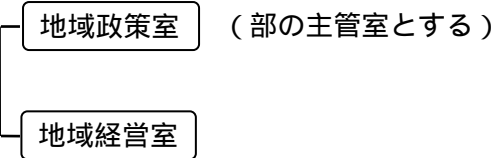
(2) 室体制等

地域部に「地域政策室」と「地域経営室」の2室を設置するとともに、各地域の地域ビジョン推進等のため、専任職員を配置します。（複数のスタッフ職が市内15地域を分担。スタッフ職の「職」は担当監又は副参事とする。）

また、地域ビジョンの推進等のため、専任職員と各事業部の担当者で構成するプロジェクトチームを結成します。

(3) 公民館に関する業務の移管

地域づくりの推進と公民館事業の効果的な展開を促進するため、公民館に関する業務を教育委員会より「地域部」へ移管します。

現 行	見直し後
企画財政部[地域担当部門] 	地域部（新設） 

2 子ども施策関係

(1) 子ども部の設置

地域子育て支援、子ども発達支援など、子ども施策の拡大、推進を図るため、新たに「子ども部」を設置します。

(子ども部の事務分掌)

児童福祉に関すること。 子育てに関すること。

(2) 室体制の見直し及び名称変更

子ども施策の推進体制を強化するため、「子育て支援室」を「子ども家庭室」と「保育幼稚園室」の2室体制とします。また、子ども発達支援センターの開設に伴い、「子ども発達支援室」を「子ども発達支援センター」へ名称変更します。

現 行	見直し後
<p>健康福祉部[子ども担当部門]</p> <ul style="list-style-type: none"> 子ども政策室 子育て支援室 子ども発達支援室 	<p>子ども部 (新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> 子ども政策室 (部の主管室とする) 子ども家庭室 保育幼稚園室 子ども発達支援センター (名称変更) <p>(2室体制へ)</p>

3 人権施策関係

人権施策を総合的に推進するため、教育委員会(人権啓発室)で行っている人権啓発及び人権社会教育について、同和対策、男女共同参画を所管している生活環境部(人権・男女共同参画推進室)へ統合します。

(生活環境部の事務分掌(追加))

・人権に関すること。

〔事務分掌規則（室に係るもの）の変更等〕

4 室の体制及び事務分掌の見直し

政策・施策の推進のための見直しとして、地域資源の活用促進等に伴い、産業部、生活環境部、都市整備部の室体制及び事務分掌の見直しを行います。

(1) 産業部

農山村及び森林環境等の地域資源を効果的に活用するため、室体制及び所掌事務を見直します。

エコツーリズム、グリーンツーリズムや新たな「なばりブランド」の活用等による観光交流の強化並びに、民産学官の連携推進等を通じた商工業振興による地域経済の活性化促進のため、商工観光室を「観光交流室」と「商工経済室」との2室体制とします。

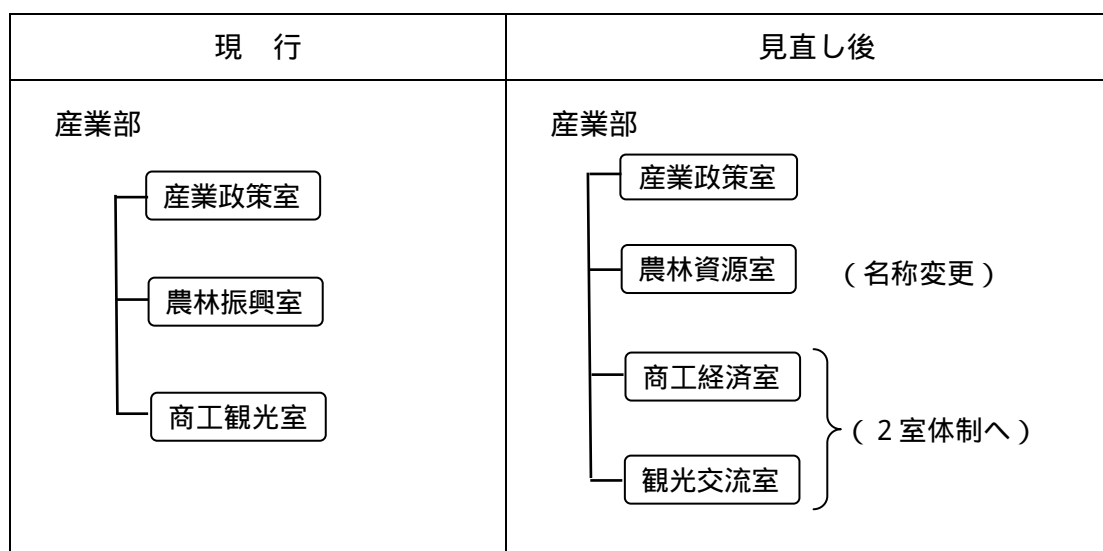
「農林振興室」の名称を「農林資源室」に変更するとともに、各室の事務分掌を見直します。

他部から関連業務を移管

- ・都市整備部から、緑化推進を「農林資源室」へ移管します。
- ・生活環境部から、鳥獣保護を「農林資源室」へ、新エネルギーの活用（小水力発電等）を「商工経済室」へ移管します。

事務の所管を整理

バイオマスタウン構想の推進及び農業振興地域整備計画に関する事務を「産業政策室」の所掌事務とします。



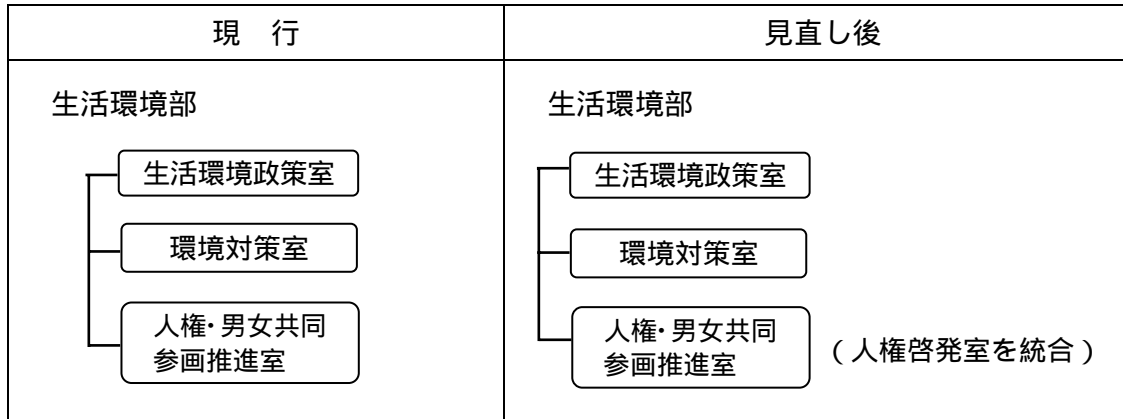
(2) 生活環境部

人権施策に係る見直しのほか、一部の業務について他部との所管見直しを行います。

産業部の地域資源活用促進に伴い、次の業務を同部へ移管します。

- ・新エネルギーの活用
- ・鳥獣保護

関連業務の集約として、東山墓園に関する事務を都市整備部から「環境対策室」へ移管します。



(3) 都市整備部

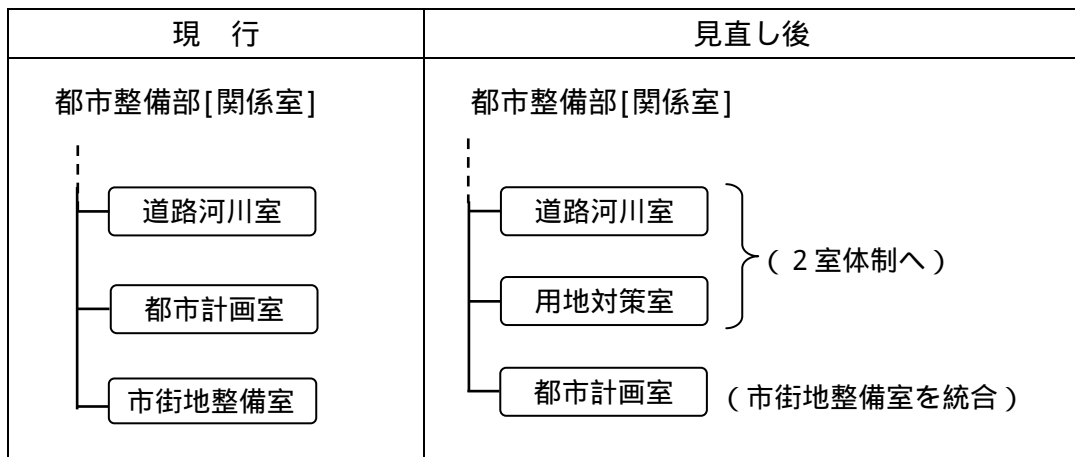
産業部、生活環境部の見直しに伴い、事業の効果的な推進を図るため、都市整備部の室体制の見直しを行います。

産業部から地籍調査業務を移管し、総合的な用地業務の推進体制を整備するため、「用地対策室」を設置します。

他部と関連の深い業務について、事務分掌の整理を行います。

- ・緑化推進を産業部へ移管します。
- ・東山墓園に関する事務を生活環境部へ移管します。

事業の進捗に伴い、「市街地整備室」を「都市計画室」へ統合します。



第3 今後のスケジュール

平成 23 年 12 月 事務分掌条例改正（部に係る改正）
平成 24 年 2～3 月 事務分掌規則改正（室に係る改正）

組織図比較（部）

〔 現行 〕

〔 見直し後 〕

